

平成30年度事業分 坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び事務事業評価シート

<事業の名称等>

予算	款	02	総務費	項	02	徴税费	目	02	賦課徴収費
大	事業	101	債権回収事業	中	事業	01	債権回収事務事業		
小	事業								他 事業

1.事業の位置付け

総合計画	基本構想	1	住民とともに育むまちづくり	所管部局	財務部
	基本計画	1-2	効率的な行財政運営の推進		税外債権管理室
総合戦略	政策パッケージ				
	施策				
事業区分	自治事務（任意的なもの）		事業種別	ソフト事業	
根拠法令	有	地方自治法、地方税法、民法、その他各債権が関連する法令			
根拠例規	有	坂井市債権管理条例・同条例施行規則・坂井市債権回収の一元化に関する事務取扱要領			
関連計画・マニュアル	有	坂井市債権管理マニュアル			

2.事業の目的・概要

【事業の目的】
 市の税外債権の適正な管理と徴収事務の強化を行うことで、公平な市民負担と歳入の確保を図り、税外未収債権の縮減をめざす。

【事業の概要】

- 徴収業務の一元化を図り、債権の適正な管理と効率的効果的な回収に取り組む
- 債権所管課への徴収業務の積極的な指導、助言
- 所管課より移管された債権の強制的徴収（滞納処分、強制執行等）
- ファイナンシャルプランナーを活用した生活再建型滞納整理を実施

○報償費	講師謝礼等	32千円
○旅費	特別旅費（研修参加旅費）	72千円
○需用費	消耗品費（事務用品、書籍代、追録代）	53千円
○役務費		34千円
	通信運搬費（切手・ハガキ代）	33千円
	手数料（預金調査・申立手数料）	1千円
○使用料	有料道路通行料	3千円
○負担金	研修参加負担金	63千円

2.事業の目的・概要の続き

総合戦略 記載事項	
--------------	--

3.事業のコスト

（単位：千円）

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	29・28年度比	
コスト	事業費	257	309	329	△ 52
	人件費	22,729	23,824	22,824	△ 1,095
	総事業費	22,986	24,133	23,153	△ 1,147
人員	正職員	3.40 人	3.40 人	3.40 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	人員計	3.40 人	3.40 人	3.40 人	0.00 人
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	その他特定財源	18	101	10	△ 83
	一般財源	22,968	24,032	23,143	△ 1,064

4. 事業の成果

評価指標		単位	年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
指標 独自指標	税外債権収入未済額（決算ベース）	千円	目標		60,000	60,000	80,000	90,000
			実績		68,927	75,370	86,616	100,229
		達成率(%)	0.0	87.0	79.6	92.4	89.8	
指標の説明		市税以外の債権の収入未済額合計の縮減に努める。						
指標 独自指標	強制徴収（差押）件数・司法手続き	件	目標					
			実績		39	42	24	38
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
指標の説明		差押（二重差押・参加差押含）執行件数、支払督促・訴訟等の申立件数						
指標 独自指標	税外債権所管課からの移管件数	件	目標					
			実績		169	70	54	231
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
指標の説明		件数の大小は成果にそぐわないため目標値は設定しない。						
指標 独自指標	一元化による実徴収金額	千円	目標					
			実績		3,739	2,972	3,022	2,157
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
指標の説明		室に移管された案件に係る徴収金額						
指標に基づく評価	緩やかではあるが、着実に未収債権の整理が進んでいる。強制徴収公債権は税の徴収の知識を活かし、また、非強制徴収公債権・私債権については、知識の習得に努め司法手続きに着手し、未収債権を回収した。マニュアルの整備、税外債権所管課の取組状況に関するヒアリングの実施や指導、助言により、債権管理に関する意識改革を図り、収入未済額の縮減に努めた。							

5.事業に対する評価

現状と課題	有効性に課題		
これまでの見直しや改善等の実績	税外債権所管課における債権管理に対する意識改革に努め、繰り返し早期対策の重要性を指導し、未収金対策が進んでいない債権については、毎月のヒアリング等を実施し、事務処理等について細部まで指導した。今後も引き続き債権管理の適正化を進める。 また、今年度は、生活再建型滞納整理事業の一環として、福祉総合相談室との連携を密にし、課題の解決を図った。 全体ヒアリングを年2回実施しているが、指導強化が必要と判断した債権は、毎月のヒアリングを実施したことにより、大きく未収金額の削減になった。 福祉総合相談室との連携に於いては、滞納者の中でも生活困窮者に対する支援を強化し、生活再建による支払能力の向上につなげた。		

6.第2次総合戦略期間に向けた方向性

次期総合戦略期間（令和2年度から令和6年度）の方向性		※各小事業の今後5年間の事業内容を記載してください	
方向性とその事業内容 (小事業)	小事業名	方向性	第2次総合戦略期間の事業内容
	債権回収事務事業	改善（見直し）	専門的知識習得のための研修参加。税外債権所管課の職員研修。 生活再建型滞納整理事業としてのファイナンシャルプランナーによる納付相談。

7.事業全体の今後の方向性

短期的な方向性	継続	方向性の理由	税外債権が順調に縮小されれば、税外債権管理室の役割も少なくなることが推測されるため、組織の在り方や業務内容について見直しが必要です。
目標年度			
中長期的な方向性	改善（見直し）		
目標年度		令和3年度	

8.総合戦略記載事業の検証

総合戦略上の位置づけ	政策パッケージ			施策	
	施策項目				
実施事業名 (小事業)					
事業で得られたノウハウや気づき等					